

滝尾地区が2連覇

第36回御船地区対抗駅伝大会

2月15日、御船高校前を発着点とした第36回御船地区対抗駅伝大会が開催され、地区の部7チーム、今大会から設けられたオープン参加の部に3チーム(町スポーツセンター、肌美和A・B)が出場しました。開会式では、木倉地区の山本圭司選手が「ふるさとの仲間と一致団結して、熊本城マラソンの熱気に負けないくらい熱く、全力で、最後まで走りぬくことを誓います」と力強く選手宣誓を行いました。レースでは、昨年初優勝した滝尾地区が今年も安定したレース運びで、4区以降4人の区間賞を出し、追い上げる木倉地区を振り切り、大会新記録で2連覇を達成しました。大会結果は次のとおりです。(敬称略)

◆大会成績 ※優勝チームのみ選手掲載。

①滝尾/59分03秒 大会新記録

栗永玲児、鴨池信太郎、上田菜摘、雪見麗梨、川上宏紀、上田恭輔、上田達仁、松永匡史

- ②木倉/1時間00分37秒
 - ③上野/1時間03分23秒
 - ④御船/1時間03分44秒
 - ⑤七滝/1時間03分48秒
 - ⑥小坂/1時間04分33秒
 - ⑦高木/1時間04分40秒
- 躍進賞/木倉地区

◆区間賞

- 1区・1.4km 宇都栄輝・小坂 (4分17秒) **区間新**
- 2区・2.4km 鴨池信太郎・滝尾 (8分06秒)
- 3区・1.2km 川上彩音・御船 (4分08秒)
- 4区・1.2km 上田孝之・木倉 (4分12秒)
- 5区・2.6km 山本圭司・木倉 (8分37秒)
- 6区・2.4km 山下直樹・七滝 (7分56秒)
- 7区・2.4km 河地洋茂・木倉 (8分10秒)
- 8区・4.0km 増田晃大・木倉 (12分09秒)



1_御船高校前をスタートする1区の小学生男子 2_1区、区間新記録でダスキを渡す、宇都栄輝選手(小坂) 3_御船地区のアンカー西山祥世選手 4_選手宣誓を行い、5区で区間賞の山本圭司選手 5_7区、区間賞の河地洋茂選手(木倉) 6_声援を受けて走る、オープン参加の肌美和Bチームの陣内修剛選手

落語の世界に

三遊亭歌之介独演会

2月22日、町カルチャーセンターホールで、三遊亭歌之介さんの独演会(宝くじ文化公演)が開催され、会場には町内外からたくさんの落語好きが集まりました。前座の三遊亭歌実さん、ゲストのお笑いコンビ母心さん、江戸曲独楽の三増れ紋さんの舞台に続いて登場した歌之介さんは、落語の師匠や家族の話題、偉人や現在の政治の話を変えた軽妙な話術を繰り広げ、満席の会場は笑いの渦に包まれました。



観客を引き込む歌之介さん

2社と進出協定を締結

農業振興課農林企画係 ☎282-1607



左から山本町長、浦邊代表取締役、上益城振興局三輪次長

2月9日、町は株式会社肌美和(高木)の関連会社、「創成アグリ」と「創成」と進出協定を結びました。協定では、営農組織や集落などから、農業の維持発展に関する話し合いへの参加依頼があった場合、2社が参加することや、地域住民の雇用を優先することなどが含まれています。今後は、創成アグリが町の耕作放棄地を借りて大豆やハーブ生姜などを生産。創成が健康食品や化粧品の原料に加工します。協定を結んだ浦邊輝貴代表取締役は「町のために貢献できるようがんばりたい」と話しました。

高木第一配水池で竣工式

みず環境課水道係 ☎282-0472



高木第一配水池開栓作業を行う山本町長

2月18日、高木第一配水池の竣工式が開催されました。高木地区は、昭和52年12月に簡易水道事業として給水を開始。昭和55年2月に拡張。昭和58年の第二次拡張事業で水道事業と統合し、第一配水池が設置されました。今回の改修は、高木地区の給水圧不足のための供給力改善と、給水量増加が予想されるため、平成22年度から26年度の5年間で改修を行いました。事業費は約2億3992万円。今後は、高木地区の配水管の布設替えを進め、さらなる給水環境の改善が行われます。

野焼きは法律で禁止されています！

みず環境課生活環境係 ☎282-1604

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により、一部の例外を除き、廃棄物を焼却すること(野焼き)、および構造基準を満たしていない焼却炉での焼却は禁止されています。

●野焼きの例外規定

1. 国または地方公共団体で、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
3. 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4. 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5. たき火、その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※焼却の際に、ビニールやプラスチック類が混ざらないよう、気をつけてください。



●注意事項

野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情などがある場合は、改善命令や各種の行政指導の対象となります。

廃棄物の野焼きは原則として禁止され、違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または、その併科に処せられます。